

## 障害児通所支援事業所の指定の取消し処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に基づく特別監査を実施した結果、放課後等デイサービスに関する不正請求等が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり放課後等デイサービス事業所の指定を取り消す処分を行いました。

## 1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 with  
(2) サービスの種類 放課後等デイサービス  
(3) 設置者 特定非営利活動法人グランマ（西区浅間町四丁目331番地10）  
理事長 大塚 幸江  
(4) 事業所の所在地 中区伊勢佐木町7丁目148-1 長谷川ビル201  
(5) 定員 10名  
(6) 指定年月日 平成26年1月1日

## 3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の取消し  
(2) 処分年月日 令和2年2月20日  
(3) 指定取消年月日 令和2年3月31日

## 4 処分理由

## (1) 不正請求

放課後等デイサービスに関し、当日キャンセル等の事由により実際には利用がなかった151件について、障害児通所給付費を請求し、不正に受領した。

## (2) 虚偽の報告

上記のうち、平成30年7月31日に実地指導を行った際に記録が確認できなかった28件について、支援記録の写しを提出するよう求めたところ、下記的手段を用いて横浜市に提出した。

ア 記録を追加し、当初から記録が存在したかのように時系列を入れ替えた記録の写しを作成した。

イ 当該利用児童の、別の日に行われた支援記録の日付を修正した。

## 5 返還を求める額（現時点で把握している額）

不正に請求し、受領していた障害児通所給付費について、今後下表のとおり、法第57条の2第2項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、利用者負担についても返還を指示します。利用者負担の返還の対象となる方は18人であり、1人あたりの最大で、約8,000円の返還が生じる見込みです。なお、金額については今後精査します。

給付費の返還額			利用者への返還額
不正請求額	加算額	合計	
1,192,153円	476,861円	1,669,014円	41,058円

## 6 今後の利用について

令和2年3月31日以降、事業所の利用ができなくなります。引き続き放課後等デイサービスの利用を希望される方に関しては、事業者において近隣の他事業所の利用を調整する等、利用の継続が適切に行われるよう指導します。

<b>お問合せ先</b>
こども青少年局障害児福祉保健課長 内田 太郎      Tel 045-671-4277

### 【参考】児童福祉法（昭和22年法律第164号・抜粋）

第21条の5の24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。